

## 社会福祉法人 中央有鄰学院 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年8月1日～平成35年3月31日までのおよそ5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、男性職員・女性職員とも育児休業等の取得率を80パーセントまで引き上げる。

<対策>

●平成30年8月1日から

- ・男性職員も取得できる育児休業等の制度について、職員研修や職員会議時に周知を図る。
- ・制度に関するパンフレットを職員に配布する。

目標2：小学校就学前の子どもを養育する非常勤職員に対し、育児休業等の制度の周知を図る。

<対策>

●平成30年8月から

- ・施設内会議開催時等に、職員への制度の周知・啓発の実施。
- ・非常勤職員向けにパンフレットを作成、配布する。